

# 令和元年第7回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年7月19日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（23名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二			22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治	31番	松尾秀樹
32番	永江友義	33番	米永正幸		
35番	黒瀬陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃
農政課農業振興係	竹内くるみ

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（5件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（2件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（6件）
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（4件）
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について（4件）
- (6) 議案第6号 非農地証明について（2件）
- (7) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和元年第7回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 4番 豊増文夫委員、5番 深水美佐子委員をお願いいたします。  次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  意見が無いようですので、会務報告を終わります。  次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (下大迫)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
事務局	7-1番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。この度、正式に所有権の移転をされたいということがあります。受人の●●さんは畜産と水稻を中心に農業経営をされておられまして、対象地につきましては十分に管理をされている状況でございます。何ら問題はありません。よろしくをお願いいたします。
24番委員	7-2番について説明をいたします。渡人は愛知県に在住の方であり、今回の申請は空き家バンク登録付随農地の取得であります。現在この農地ではサツマイモが栽培されていたことから引き続き栽培を目指したいとの話でございました。境界等しっかりしており問題はありません。
26番委員	7-3番について説明いたします。渡人の●●さんが受人である●●さんへ農業者年金を受給される時にすべての農地の名義変更をされました

が、申請地だけ漏れていたとのことから今回所有権移転されるものであります。申請地は柿が植えてあり管理もされていまして問題はないと思われます。以上です。

事務局

7-4番の久富木大畝町の田について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親戚であります。渡人には後継者もなく今後管理ができないことから今回正式に●●さんに名義変更をしようとするものです。対象地は管理はされています。以上です。

16番委員

7-4番の船木の農地について説明いたします。先ほど事務局から説明があった通りであります。船木の5筆全部を●●さんへ贈与されるもので、●●さんが高齢なため長男の方に確認いたしました。境界、進入路など何ら問題はありませんでした。以上です。

19番委員

7-5番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは従弟どおしであります。渡人は名古屋にお住まいで、40年以上受人の●●さんが管理されておられます。渡人はさつま町に帰って農業をすることもないとのことから、受人の●●さんへ贈与するという話で話がまとまったそうであります。すべての農地について管理はされており、進入路、境界など何ら問題はありませんでした。よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番についてを議題といたします。

なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について説明(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

16番委員 7-1番について説明いたします。申請地は13ページをご覧ください。五日町から山崎方面へ向かう途中に営農型太陽光発電施設がございますがこれの反対側になります。申請人の●●君は新規就農者として頑張っておられます。今回生産牛の規模拡大をしたいということで、既存の畜舎、倉庫の隣に新たに畜舎、倉庫、堆肥舎を建築し、ロール置場を設置したいとのことでした。境界、進入路については問題はなく、また、排水についても側溝を利用できるため問題はないかと考えられます。ご審議ください。よろしく申し上げます。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について区分変更を条件として許可することに賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の1についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-1番について、区分変更を条件として許可することに決定いたします。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の1についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-2番についてを議題といたします。

なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7-2番について説明  
(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

19番委員 7-2番について説明いたします。申請人は畜産と水稲で認定農業者と  
なられておられます。今回、牛の増頭をしたいということから申請される  
ものです。境界，進入路もしっかりしており，排水につきましては側溝が  
あり何ら問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か  
ら説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明  
（松山）

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして，ご意見，ご質問はありま  
せんか。

7番委員 隣接地の所有者への同意とかはどうなっているのか。また，申請地は土  
地改良区への賦課金は支払わないこととなるのか伺いたい。

19番委員 土地改良区からは除外され賦課金は10年分を支払うことで土地改良区  
とは話が成立しているようです。また，隣接地の所有者には口答で了解は  
得ています。

議長 よろしいですか。

7番委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので，採決をいたします。議案第2号「農地法第4  
条許可申請について」の7-2番について区分変更を条件として許可する  
ことに賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」  
の2についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので，議案第2号「農地法第4条許可申請について」の7  
-2番について，区分変更を条件として許可することに決定いたします。  
また，議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の2に  
ついて承認することを決定いたします。  
なお，県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見  
聴取いたします。

次に，議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番と2番  
を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の7-1番・2番につい

(松山)	て説明 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
35番委員	7-1番と2番について説明いたします。申請番号7-1番の渡人である●●さんは高齢で施設に入所されています。また、この農地は何年も耕作されておらず山林化しています。次に7-2番の所有者である●●さんは蒲生町に居住されておられ1年に数回しか帰ってこないとのことで7-1番と同じように荒地となっています。なお、隣接地も荒地であり太陽光パネルを設置しても支障はないと思われます。以上よろしくようお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
事務局 (松山) 議長	農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番及び7-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-1番及び2番について、許可することに決定いたします。  次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番についてを議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (松山)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番について説明 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
24番委員	7-3番について説明いたします。資料の16ページをご覧ください。太陽光発電施設を当初は、隣接地の宅地だけで行う予定でしたが申請地を購入し一体的に利用する計画が変わったとのことでした。現地調査の際に

は近隣住民に対して十分説明して進めるよう話しました。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-3番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番と7-5番についてを議題といたします。

なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番及び7-5番について説明

(関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

20番委員 7-4番と7-5番について説明いたします。申請地は北原公民館の近くになります。現地を確認いたしましたが、境界もしっかりしており何ら問題はないと思われました。よろしくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

せんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番及び7-5番について農振除外を条件として許可することに賛成の方と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の3と4についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-4番及び7-5番については、農振除外を条件として許可することに決定いたします。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請」の3と4についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-6番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7-6番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

30番委員

7-6番について説明いたします。申請地はそのままの状態を活用する計画のようです。施設内の排水については町道の側溝を使われるそうです。何ら問題はないと判断いたしました。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員

転用許可申請には工事期間等が書かれていますが、この期間を過ぎた場合には許可が取り消され再申請をしていただくのか教えていただきたい。

事務局  
(松山)

事業計画期間に対する質問だと思いますが、一般的な転用につきましては1年毎に進捗状況を確認しており、事業完了するまで調査します。この

ほか一時転用というものがございます。たとえば仮設事務所を設置したいという例ですが、この場合設置する期間というものが許可の条件となっていることから期間がずれることが予想される際には事業計画変更の手続きをしていただいております。

議長 よろしいですか。

7番委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

4番委員 今回の事業をされる●●株式会社については、過去に許可を受けて事業に着手されていないものがあると聞いており、荒廃農地のようになることが予想されます。そこで、許可の条件として完成までは定期的な管理を行うことという文言は入れられないのか。

事務局 (松山) 許可の条件には入れられないと判断しております。農業委員さんや推進委員さんがパトロールをされる中で、許可を受けているのに何もしてないと見受けられた際は事務局に連絡をお願いいたします。事務局から許可を受けられた方に指導いたします。

議長 よろしいですか。

4番委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7—6番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の7—6番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (福留) 議案第5号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

議案第6号「非農地証明願いについて」説明

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

19番委員

7-1番について報告いたします。19ページをご覧くださいとありますが、場所は平川温泉の前の土手になります。申請地には進入路がなく、現在は竹が生えており、これを農地に再生することは難しいと判断いたしました。また、面積も狭く再生しても費用対効果がないと感じました。以上です。よろしく願いいたします。

30番委員

7-2番について説明いたします。申請地は私の住んでいる集落内にありまして、現地確認に行きましたところ、20ページの地図を見ていただくとわかりますとおり家の一部が申請地に入っています。申請人に伺ったところ30年ほど前に家を建てる際に家の配置図が正しく記載されておらず、今回の申請地の転用申請が漏れていたようです。申請地は宅地と判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはあります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・公務災害補償制度への加入手続きについて
- ・申し合わせ決議について（要請ポイント）
- ・認定農業者との意見交換会（7/31：15：00～）の参加者確認
- ・雲仙市農業委員会視察研修受入れ（7/25）  
（会長，代理，下屋敷委員，帖佐委員）
- ・県外研修への参加の有無について（案内）
- ・国富町農業委員会視察研修受入れ（8/5：13：00～）
- ・全国農業新聞の加入推進について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

（なしの声あり）

それでは、以上をもちまして、令和元年第7回総会の全てを終了いたします。ご協力，ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼，お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員